## 厚木市子育て支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市子育て支援センターの設置及び事業運営等に 関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導並びに地域育 児センター事業への支援及び子育てサークル等の育成支援を図るため、 あつぎ市民交流プラザ内に厚木市子育て支援センター(以下「支援セン ター」という。)を設置する。

(事業内容)

- 第3条 支援センターは、次の事業を行う。
  - (1) 育児不安等についての相談指導
  - (2) 地域育児センター事業への支援
  - (3) 子育てサークル等の育成及び支援
  - (4) 子育てサロンの運営
  - (5) 地域との連携
  - (6) 子育て講座の開設
  - (7) 家庭保育福祉員への支援

(指導者及び担当者)

第4条 支援センターに地域子育て指導者(以下「指導者」という。)及びその補助的業務を行う子育て指導担当者(以下「担当者」という。)を置く。

(開所日及び開所時間)

第5条 支援センターの開所日及び開所時間は、月曜日から日曜日までの 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(休業日)

- 第6条 支援センターの休業日は、次に揚げる日とする。ただし、市長が 必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。
  - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する国 民の祝日
  - (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
  - (3) あつぎ市民交流プラザの休業日

(相談指導時間)

第7条 相談指導時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、相談指導時間を変更で きる。

(関係機関との連携)

第8条 支援センターは、地域育児センター、保健福祉事務所、児童相談所、保健センター、民生委員及び児童委員、児童福祉施設、医療機関等と密接な連携を図り、第3条に携げる事業が円滑かつ効果的に行われるよう努める ものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 指導者及び担当者は、その職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附則

- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年5月1日から施行する。